

議案第4号

教育委員会委員の任命について

次の方を佐野市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業	所属政党
[REDACTED] [REDACTED]	浦野祐子	[REDACTED] [REDACTED]	地方 公務員	[REDACTED]

理 由

本市の教育委員会委員 内田圭子様は、本年5月18日をもって任期満了となりますので、その後任者を任命することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(組織)

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。(省略)
(任命)

第4条 …省 略…

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(省略)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。（省略））である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（省略）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

履歴書

住 所 [REDACTED]

浦野祐子
[REDACTED]
生

学歴

1 昭和58年 3月 [REDACTED]

職歴

- | | |
|------------|---|
| 1 昭和58年 4月 | 佐野市立北中学校勤務 |
| 1 平成3年 4月 | 田沼町立東中学校勤務 |
| 1 平成9年 4月 | 佐野市教育委員会勤務 |
| 1 平成21年 4月 | 佐野市立西中学校教頭に補さる |
| 1 平成23年 4月 | 佐野市立城北小学校教頭に補さる |
| 1 平成25年 4月 | 佐野市立常盤小学校長に補さる |
| 1 平成28年 4月 | 佐野市立天明小学校長に補さる |
| 1 平成30年 4月 | 佐野市立田沼東中学校長に補さる |
| 1 令和3年 3月 | 同 退職 |
| 1 令和3年 4月 | 佐野市教育委員会生涯学習課及び佐野市市民生活部
人権・男女共同参画課勤務 |
| 1 令和4年 3月 | 同 退職 |
| 1 令和4年 4月 | 佐野市教育委員会教育センター勤務 現在に至る |

賞 罰

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]